

職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
若葉消防署	消防士	25歳	男	減給1/10 3月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
若葉消防署	署長	57歳	男	消防長口頭注意

2 処分年月日 平成30年9月28日(金)

3 事案概要

当事者は、平成29年12月19日(火)13時30分頃に中央区内で自家用車を運転中、右折して駐車場に進入しようとした際、対向車線を直進してきた原動機付自転車と衝突し、原動機付自転車運転者に全治12週間の重傷を負わせる事故を発生させ、平成30年6月6日付けで千葉簡易裁判所から過失運転致傷罪により、略式命令で罰金20万円の刑に処せられた。

また、当該事故について、平成30年6月、所属において内規に基づく報告書を作成する際、添付書類として必要な「過去5年分の運転記録証明書」の提出を当事者に求めたところ、当事者は、過去の交通違反を隠すために、運転記録証明書を改ざんして虚偽の報告を行ったものである。